

令和7年度
水道水質検査計画

印南町生活環境課

目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査地点
4. 水質検査項目と検査頻度
 - (1) 毎日検査項目
 - (2) 水質基準項目
 - (3) 水質管理目標設定項目
 - (4) 町が独自に行う水質検査項目
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査の精度と信頼性確保
9. 関係者との連携

1. 基本方針

印南町水道事業の水質に関する検査についての基本方針を下記のとおり定めます。

- ① 安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ② 需要者が信頼できる水道水の供給を図ります。
- ③ 水質検査計画について毎事業年度の開始前に需要者に対して情報提供を行います。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、水道施設の維持管理を確実に行います。
また、適切な水質検査項目・検査頻度・採水地点の選定を行い、需要者が安心・信頼して利用できる水道の経営を目指します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水区域

印南町の区域のうち水道法第6条第1項及び第10条第1項の規定による認可を受けた区域

(2) 浄水場の名称及び場所並びに浄水方法

印南浄水場水系

施設名	印南浄水場
場所	印南町大字印南2193番地の3
水源	日高川（表流水）
浄水方法	急速ろ過

印南原浄水場水系

施設名	印南原浄水場
場所	印南町大字印南原3199番地の20
水源	切目川（ダム放流水）
浄水方法	急速ろ過

切目川水源地水系

施設名	切目川水源地
場所	印南町大字古井414番地の1
水源	浅層地下水
浄水方法	消毒のみ

川又浄水場水系

施設名	川又浄水場
場所	印南町大字川又488番地の1
水源	溪流（表流水）
浄水方法	緩速ろ過

(3) 計画給水人口及び1日最大給水量

印南町水道事業

計画給水人口 8,450人
1日最大給水量 4,180m³/日

(4) 施設の概要

印南浄水場水系

印南配水池No. 1	PC構造	V=800m ³
印南配水池No. 2	PC構造	V=500m ³
宇杉配水池	RC構造	V=160m ³

印南原浄水場水系

印南原配水池No. 1	RC構造	V=192m ³
印南原配水池No. 2	RC構造	V=123.5m ³
奈良井配水池	RC構造	V= 52m ³
滝ノ口配水池	RC構造	V=159m ³
明神川配水池	RC構造	V= 69.6m ³
南谷配水池	SUS構造	V=115m ³ (75m ³ +40m ³)

切目川水源地水系

切目川調整池	RC構造	V=350m ³
羽六配水池	RC構造	V=105m ³
共栄配水池	RC構造	V=100m ³
榎川配水池	RC構造	V=100m ³
名杭配水池	RC構造	V= 90m ³
島田配水池	RC構造	V=170m ³
崎山配水池	RC構造	V= 65m ³
切目配水池	RC構造	V=250m ³
元村配水池	RC構造	V=115m ³
古井第一配水池	SUS構造	V=299m ³
古井第二配水池	RC構造	V= 73m ³
皆瀬川配水池	RC構造	V= 90m ³
西神ノ川配水池	RC構造	V= 90m ³

川又浄水場水系

上洞配水池	RC構造	V= 86.25m ³
川又配水池	RC構造	V= 84m ³

(5) その他の設備

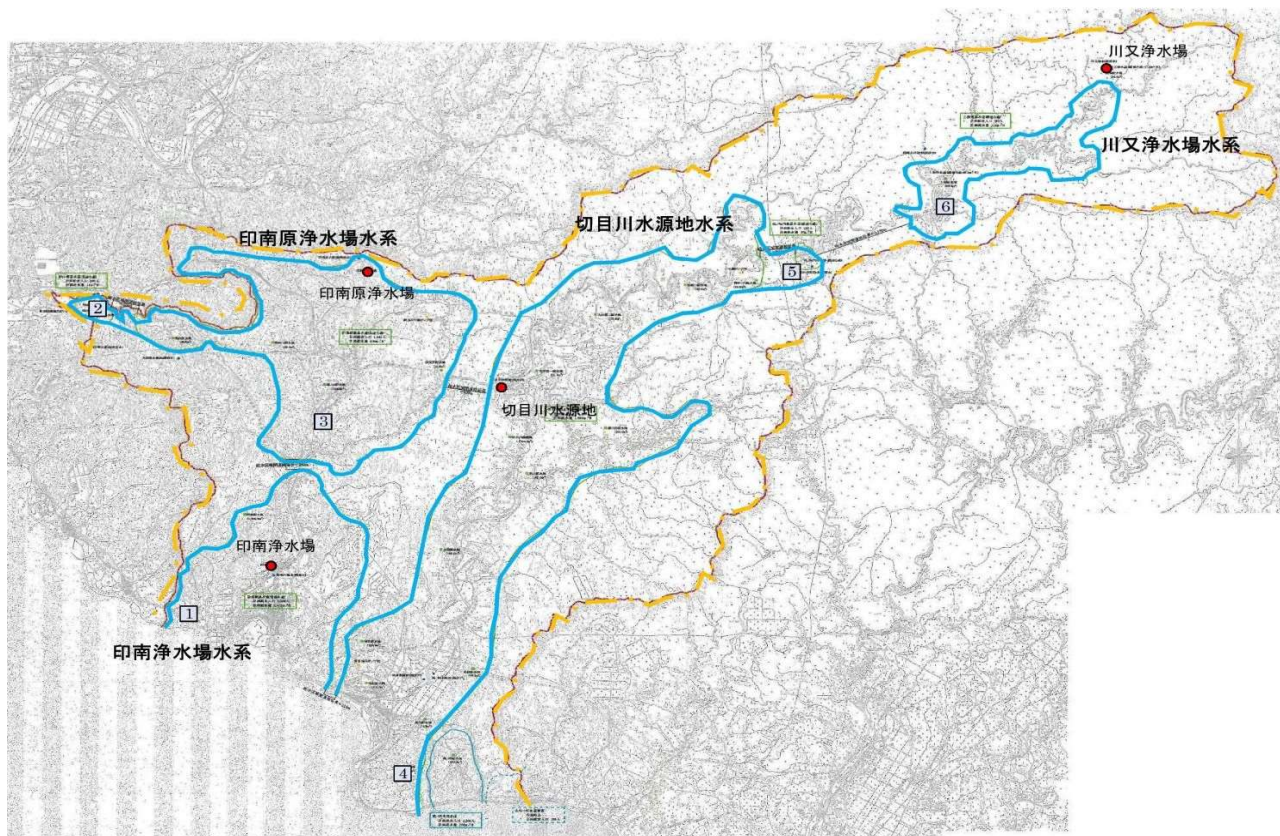
水質自動測定装置、停電時対応発電機、危機管理対応設備、等。

3. 水質検査地点

(1) 給水栓

毎日検査（色・濁り・消毒の残留効果）を行う給水栓は、原則として浄水場の配水系統ごとの末端等水が停滞しやすい地点を設定しています。

毎月検査（水質基準項目・水質管理目標設定項目）を行う給水栓は、原則として浄水場の配水系統ごとに1地点以上になるように毎日検査と同様の地点で設定しています。



凡例

—	給水区域
●	浄水場等
 	採水箇所

採水地点一覧

区 分	番号	採 水 箇 所
印 南	1	津井コミュニティセンター
	2	切山児童公園
	3	稲原駅
切目川	4	崎山漁村センター
	5	旧まづま保育園
川 又	6	奥真妻活々倶楽部

4. 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査項目

① 検査項目

浄水場の配水系統ごとに、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。

② 検査頻度

1日1回以上行います。

③ その他

浄水場の出口で、濁度、消毒の残留効果、pHの測定を行います。

(2) 水質基準項目

ア 浄水について

① 検査項目

水道法に定められた水質基準を検査します。

② 検査頻度

水質検査実施計画のとおり検査します。

イ 原水について

① 検査項目

水質検査実施計画のとおり検査します。

② 検査頻度

水質が最も悪化していると考えられる時期に1年に1回検査します。

(3) 水質管理目標設定項目

① 検査項目

水道法に定められた水質管理目標設定項目を検査します。

② 検査頻度

農薬の使用時期を考慮し、1年に1回検査します。

(4) 町が独自に行う水質検査項目

① 検査項目

クリプトスポリジウム等及びその指標菌

② 検査頻度

厚生労働省から通知のあった「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいてクリプトスポリジウム等の検査を実施します。

指標菌検査は1年に3回、原虫検査は1年に1回検査します。

水質検査実施計画（定期水質検査項目及び回数）

○毎日検査項目

No.	項 目	基 準 値	浄 水	検査 方法
			1回/日	
1	色	異常でないこと	○	自己
2	濁り	異常でないこと	○	自己
3	消毒の残留効果	0.10mg/L以上	○	自己

○水質基準項目

No.	項 目	区分	基 準 値	浄 水			原水	検査 方法
				1回 /月	4回 /年	1回 /年	1回 /年	
1	一般細菌	病 原 微生物	100cfu/mL以下	○			○	委託
2	大腸菌		検出されないこと	○			○	委託
3	カドミウム及びその化合物	金属類	0.003 mg/L以下			○	○	委託
4	水銀及びその化合物		0.0005 mg/L以下			○	○	委託
5	セレン及びその化合物		0.01 mg/L以下			○	○	委託
6	鉛及びその化合物		0.01 mg/L以下			○	○	委託
7	ヒ素及びその化合物		0.01 mg/L以下			○	○	委託
8	六価クロム化合物		0.02 mg/L以下		○		○	委託
9	亜硝酸態窒素		0.04 mg/L以下		○		○	委託
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	無機物	0.01 mg/L以下		○		○	委託
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/L以下			○	○	委託
12	フッ素及びその化合物		0.8 mg/L以下			○	○	委託
13	ホウ素及びその化合物		1 mg/L以下			○	○	委託
14	四塩化炭素		0.002 mg/L以下			○	○	委託
15	1,4-ジオキサン		0.05 mg/L以下			○	○	委託
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	有機物	0.04 mg/L以下			○	○	委託
17	ジクロロメタン		0.02 mg/L以下			○	○	委託
18	テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下			○	○	委託
19	トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下			○	○	委託
20	ベンゼン		0.01 mg/L以下			○	○	委託
21	塩素酸	消毒 副生 成物	0.6 mg/L以下		○			委託
22	クロロ酢酸		0.02 mg/L以下		○			委託
23	クロロホルム		0.06 mg/L以下		○			委託
24	ジクロロ酢酸		0.03 mg/L以下		○			委託
25	ジブロモクロロメタン		0.1 mg/L以下		○			委託
26	臭素酸		0.01 mg/L以下		○			委託
27	総トリハロメタン		0.1 mg/L以下		○			委託
28	トリクロロ酢酸		0.03 mg/L以下		○			委託
29	ブロモジクロロメタン		0.03 mg/L以下		○			委託
30	ブロモホルム		0.09 mg/L以下		○			委託
31	ホルムアルデヒド		0.08 mg/L以下		○			委託
32	亜鉛及びその化合物	色	1 mg/L以下			○	○	委託
33	アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/L以下		○		○	委託
34	鉄及びその化合物		0.3 mg/L以下			○	○	委託
35	銅及びその化合物		1 mg/L以下			○	○	委託
36	ナトリウム及びその化合物	味覚	200 mg/L以下			○	○	委託
37	マンガン及びその化合物	色	0.05 mg/L以下			○	○	委託
38	塩化物イオン		200 mg/L以下	○			○	委託
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	味覚	300 mg/L以下			○	○	委託
40	蒸発残留物		500 mg/L以下			○	○	委託
41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 mg/L以下			○	○	委託
42	ジェオスミン	臭気	0.00001 mg/L以下	○			○	委託
43	2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/L以下	○			○	委託
44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02 mg/L以下		○		○	委託
45	フェノール類	臭気	0.005 mg/L以下			○	○	委託
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	味覚	3 mg/L以下	○			○	委託
47	pH値	基礎的 性 質	5.8以上8.6以下	○			○	委託
48	味		異常でないこと	○			○	委託
49	臭気		異常でないこと	○			○	委託
50	色度		5度以下	○			○	委託
51	濁度		2度以下	○			○	委託

○水質管理目標設定項目※1

No.	項 目	区分	目 標 値	浄 水	原 水	検査 方法
				1回/年	1回/年	
1	アンチモン及びその化合物	金属類	0.02 mg/L以下		○	委託
2	ウラン及びその化合物		0.002 mg/L以下		○	委託
3	ニッケル及びその化合物		0.02 mg/L以下		○	委託
4	1,2-ジクロロエタン	有機物	0.004 mg/L以下		○	委託
5	トルエン		0.4 mg/L以下		○	委託
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.08 mg/L以下		○	委託
7	亜塩素酸	消毒	0.6 mg/L以下	○		委託
8	二酸化塩素		0.6 mg/L以下	○		委託
9	ジクロロアセトニトリル		0.01 mg/L以下	○		委託
10	抱水クロラール		0.02 mg/L以下	○		委託
11	農薬類	農薬類	検出値と目標値の比の和が1以下		○	委託
12	残留塩素	消毒	1 mg/L以下	○		委託
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	無機物	10mg/L以上100mg/L以下		○	委託
14	マンガン及びその化合物	金属類	0.01 mg/L以下		○	委託
15	遊離炭酸	無機物	20 mg/L以下		○	委託
16	1,1,1-トリクロロエタン	有機物	0.3 mg/L以下		○	委託
17	メチル-tert-ブチルエーテル		0.02 mg/L以下		○	委託
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		3 mg/L以下		○	委託
19	臭気強度（TON）	他	3 mg/L以下		○	委託
20	蒸発残留物	無機物	30mg/L以上200mg/L以下		○	委託
21	濁度	他	1度以下		○	委託
22	pH値		7.5程度		○	委託
23	腐食性（ランゲリア指数）		-1程度以上とし、極力0		○	委託
24	従属栄養細菌	細菌類	2000cfu/mL以下	○		委託
25	1,1-ジクロロエチレン	有機物	0.1 mg/L以下		○	委託
26	アルミニウム及びその化合物	金属類	0.1 mg/L以下	○		委託
27	ペレフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペレフルオロオktan酸(PFOA)		0.00005 mg/L以下	○		委託

○その他

No.	項 目	目 標 値	原水		検査 方法
			1回/年	3回/年	
1	ダイオキシン類		○		委託
2	クリプトスポリジウム指標菌			○	委託
3	クリプトスポリジウム原虫		○		委託

5. 水質検査方法

- (1) 毎日検査
全て自己検査とする。
- (2) 水質基準項目
当事業での検査ができないため、公的検査機関又は国土交通省及び環境省登録検査機関に委託します。
- (3) 水質管理目標設定項目
当事業での検査ができないため、公的検査機関又は国土交通省及び環境省登録検査機関に委託します。
- (4) 町が独自に行う水質検査項目
当事業での検査ができないため、公的検査機関又は国土交通省及び環境省登録検査機関に委託します。

6. 臨時の水質検査

- (1) 臨時の水質検査の実施
次に掲げる要件に該当した場合は臨時の検査を行うものとします。
 - ア 水源の水質が著しく悪化したとき。
 - イ 水源に異常があったとき。
 - ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
 - エ 浄水過程に異常があったとき。
 - オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき。
 - カ その他特に必要があると認められるとき。
- (2) 臨時の水質検査の検査項目及び採水地点
検査項目及び採水地点を次のとおりとします。
 - ① 検査項目
原則全項目を対象としますが、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合はその項目についての検査を省略します。
 - ② 採水地点
定期検査の場合に準じます。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果はホームページで公表します。

- (1) 図書の閲覧
印南町役場 生活環境課
- (2) ホームページ
<http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/>
- (3) 連絡先
〒649-1534
和歌山県日高郡印南町大字印南2570番地
印南町役場 生活環境課
T E L 0738-42-1732
F A X 0738-42-0175
E M A I L suido@town.wakayama-inami.lg.jp

8. 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査の精度を確認し、需要者に対する信頼性の保証を行うために、国土交通省及び環境省登録検査機関による水質検査を行い、事業体自らがチェックを行います。

9. 関係者との連携

各関係機関と連携し、水道水の安全性、安定供給を守ります。

